

果樹共済



対象となる作物は

りんご、ぶどう

加入できるのは

栽培面積が類区分ごとに10 a以上の農家が加入できます。

特定危険方式に加入する場合は、栽培面積の合計が20a以上で、早生（1類）、中生（2類）、晩生（3類）ごとに10a以上栽培している農家で、次の要件を備えた方が加入できます。

要件：次のいずれかを満たしていれば加入できます。

- ①共済責任開始の開始前5年間にわたり栽培の業務を営んでいる。
- ②損害防止を行うために必要な施設が整備され、かつ、その防止を果樹栽培農家と共同して適正に行う見込みがある。

なお、加入に当たっては、個々の農業者（個人又は法人）のほか、一定の要件を備えた農業生産組織もその組織単位（農業共済資格団体）で加入できます。（19頁掲載内容参考）



加入できる方式は

本県で加入できる方式の種類は表のとおりとなっております。

種 類		対象となる共済事故	支払対象	
半相殺方式	減収総合方式	一般方式	3割を超える損害	
		短縮方式		
	特定危険方式	減収暴風雨方式	暴風による果実の減収 (暴風とは最大風速13.9m毎秒以上、最大瞬間風速20.0m毎秒以上の風。)	2割を超える損害
		減収ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収	
		減収凍霜害方式	凍傷または降霜による果実の減収	
		減収暴風雨・ひょう害方式	暴風、降ひょうによる果実の減収	
減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風、降ひょう、凍傷又は降霜による果実の減収			
樹園地単位方式	減収総合方式	一般方式	4割を超える損害	
		短縮方式		
	特定危険方式	減収暴風雨方式	暴風による果実の減収	3割を超える損害
		減収ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収	
		減収凍霜害方式	凍傷または降霜による果実の減収	
		減収暴風雨・ひょう害方式	暴風、降ひょうによる果実の減収	
減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風、降ひょう、凍傷又は降霜による果実の減収			

- (注) 1. 半相殺方式とは、類ごとに被害園地の減収分を把握し、無被害・増収園地は基準収穫量で評価し、2割(減収総合方式は3割)を超える被害から対象となる方式です。
 2. 樹園地単位方式は、園地ごと類ごとに3割(減収総合方式は4割)を超える被害から対象となる方式です。
 3. 最大風速は、10分間の平均風速を表します。

加入できる主な品種と区分

	類区分	細区分	品 種 名
りんご	1類(早生)	1群	つがる、さんざ、きおう、あかね
		2群	祝、旭、輝
	2類(中生)	1群	ジョナゴールド、千秋、北斗、昂林、弘前ふじ、黄香、トキ、シナノスイート、モーレンズ、恋ふじ
		2群	紅玉、陽光、あかぎ、レッドキング、レッドゴールド、スタークリムソン、はつあき、紅將軍
		3群	世界一、陸奥、ハックナイン、デリシャス系、紅いわて
	3類(晩生)	1群	ふじ、王林、シナノゴールド、はるか、印度、青林
2群		金星	
ぶどう	1類(早生)		デラウェア
	2類(中生)	1群	アーリースチューベン、サニールージュ
		2群	キャンベルアーリー、ポートランド
	3類(晩生)	1群	巨峰、紅伊豆、藤稔、安芸クイーン、ロザリオピアンコ、ハニーブラック
		2群	ナイアガラ、マスカットベリーA、スチューベン、ネオマスカット
4類		特定園芸施設(ビニールハウス)の中で栽培する上記のぶどう品種	

本県で栽培されている主な品種を掲載していますが、上記以外にも加入できる品種があります。詳しくは、お近くのNOSA Iへお問い合わせ下さい。

- (注) 類区分とは、収穫期、栽培方法によって品種を分けたものです。
 細区分(1群~3群)とは、1kg当たり価額(補償単価)で分けたものです。

補償される期間は

減収総合一般方式は、花芽形成期から翌年の収穫期までとなります。

減収総合短縮方式及び特定危険方式は、発芽期から収穫期までとなります。

(例：りんごの場合)

月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
減収総合一般方式																					
減収総合短縮方式 特定危険方式																					

共済金額（契約補償額）の算出方法は

$$\text{共済金額} = \text{標準収穫量} \times \text{kg当たり価額} \times \text{選択割合}$$

- (注) 1. 標準収穫量は平年収量をいい、組合ごとに品種・樹齢・栽培形態ごとに定められています。
 2. kg当たり価額は、過去一定年間における平均価格を基に毎年国から示されます。
 3. 選択割合は、最低割合（50～60%）から半相殺特定危険方式は80%、樹園地単位特定危険方式、半相殺減収総合一般方式、半相殺減収総合短縮方式は70%、樹園地単位減収総合一般方式、樹園地単位減収総合短縮方式は60%を上限に農家が選択できます。

(例えば)

品 種	栽培面積	標準収穫量
つがる	10a	2,100kg
ジョナゴールド	20a	3,100kg
ふじ	30a	5,400kg

(計算例) 特定危険方式で選択割合80%とした場合

つがる	(1類1群)	2,100kg	×	127円	×	0.8	=	213,000円
ジョナゴールド	(2類1群)	3,100kg	×	136円	×	0.8	=	337,000円
ふじ	(3類1群)	5,400kg	×	139円	×	0.8	=	600,000円
							合 計	1,150,000円

※共済金額の千円未満は切捨てとなります。

掛金の算出は

掛金率は組合ごとに設定されており、3年ごとに改定されます。

なお、防風ネット・防霜ファン等の防災施設を設置している樹園地については、共済掛金が割引となります。

$$\text{掛 金} = \text{共済金額} \times \text{掛金率}$$

(計算例) 上記例で、掛金率を2.6%とした場合

$$1,150,000円 \times 2.6\% = 29,900円$$

※掛金の半額は国が負担します。

$$\text{農家負担掛金は} \quad 29,900円 \times 0.5 = 14,950円$$

※農家負担掛金に賦課金を加えた額を組合に納入していただくことになります。

共済金の支払いは

加入方式	支払単位	支払対象
半相殺特定危険方式	類区分(1~3類)ごと	損害割合が20%を超える
樹園地単位特定危険方式	樹園地ごと類区分(1~3類)ごと	損害割合が30%を超える
半相殺減収総合一般方式 半相殺減収総合短縮方式	類区分(1~3類)ごと	
樹園地単位減収総合一般方式 樹園地単位減収総合短縮方式	樹園地ごと類区分(1~3類)ごと	損害割合が40%を超える

共済金は、損害割合によって決まります。

◆半相殺特定危険方式の損害割合に応じた共済金

区分	損害割合				
	21%	30%	50%	80%	100%
共済金 (共済金額 10万円当たり)	1,000円	13,000円	38,000円	75,000円	100,000円

◆樹園地単位特定危険方式・半相殺減収総合一般方式・半相殺減収総合短縮方式の損害割合に応じた共済金

区分	損害割合				
	31%	40%	50%	80%	100%
共済金 (共済金額 10万円当たり)	1,000円	14,000円	29,000円	71,000円	100,000円

◆樹園地単位減収総合一般方式・樹園地単位減収総合短縮方式の損害割合に応じた共済金

区分	損害割合			
	41%	50%	80%	100%
共済金 (共済金額 10万円当たり)	2,000円	17,000円	67,000円	100,000円

無事戻し

掛金は掛け捨てではありません。被害が少ない場合は、「無事戻し金」として掛金の一部をお返ししております。

